

姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（素案）に関する市民意見 （パブリック・コメント）の募集結果について

1 市民意見（パブリック・コメント）の概要

(1) 意見募集期間

令和元年 9 月 19 日（木） ～ 令和元年 10 月 18 日（金）

(2) 意見提出件数

171 通 337 件

(3) 意見の内容

項 目	件 数
〔第 3 章〕 学校規模について	19 件
〔第 4 章〕 学校配置について	4 件
〔第 5 章〕 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組 における考え方	104 件
〔第 6 章〕 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組 の進め方	170 件
〔第 7 章〕 中長期的な課題又は附帯する課題	3 件
〔計画全般〕	23 件
〔その他〕	14 件
合 計	337 件

2 提出された市民意見とそれに対する考え方 (案)

※いただいたご意見を整理して掲載しています。また、賛否のみのご意見については、割愛しています。

【第3章 学校規模について】

項 目	提出された市民意見 (要旨)	考え方 (案)
(2) 学校が持つ役割及び学校規模の重要性	小規模校の児童は、多様性のある意見がでない、競争力がつかないなどというのはい方的な考え方である。(3件)	学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、規範意識を身に付けさせることが重要であることから、また、新学習指導要領が目指す「対話的な学び」の実現のためにも、一定の学校規模となることで子供により良質な環境での教育ができるようになると考えております。
	外国の取組や日本の少子化などから、小規模な義務教育諸学校の在るべき姿を検討するべきではないか。(5件)	児童生徒数が一定規模であることにより、様々な大きさのグループによる学習活動や複数の教室を使用した習熟度別学習が可能となるなどの教育活動面での効果、一定の学級数の中でクラス替えをすることで、新しい自分づくりに挑戦しようとする意欲を育んだり、切磋琢磨による多様な価値観を醸成したりできるなどの人間関係面での効果、更には同じ学年や同じ教科等の教員間で教材研究や意見交換がしやすくなる、教員間で十分な共通理解を図ることができるなどの学校運営面での効果が期待できると考えております。
	専門性を活かす事やバランスのとれた教職員集団の配置については、教育委員会側が努力し、適正配置をすべきである。現段階でバランスのよい教職	また、法令や国の適正規模等に関する手引を参考に、小学校では12～24学級、中学校では9～24学級が望ましい学校規模であると考えると、子供により良質な環境での教育ができるよう、この規模を目指したいと考えております。
		教職員の配置につきましては、全市的視野に立ち、適材適所の配置や職員構成の適正化に努めているところです。
		また、一定の学校規模となることで、一定数の教職員数が確保でき、経験年数、専門性、男女比率等についてバランス良く配置することができることになり、児童生徒が多様な教職員と触れ合えるといった、より良質な環境となると考えております。

	員集団の配置が困難であるなら、学校の規模を問疑する前に将来的な観点をもっと広く長く見据え、教職員の採用等を見直すべきではないか。基本方針（素案）では、統合ありきの話になっている。	
(3) 望ましい学校規模	「免許を持つ専門の教科を教えることができたりすることが重要」とあるが、小学校は小学校教員免許があれば何ら支障はない。	ご指摘の部分は、中学校に関するものとして記載しておりますが、誤解を招くような表現であるため、第3章(2)の該当部分に中学校に関する旨を追加します。 児童生徒数が一定規模であることにより、様々な大きさのグループによる学習活動や複数の教室を使用した習熟度別学習が可能となるなどの教育活動面での効果、一定の学級数の中でクラス替えをすることで、新しい自分づくりに挑戦しようとする意欲を育んだり、切磋琢磨による多様な価値観を醸成したりできるなどの人間関係面での効果、更には同じ学年や同じ教科等の教員間で教材研究や意見交換がしやすくなる、教員間で十分な共通理解を図ることができるなどの学校運営面での効果が期待できると考えております。 また、法令や国の適正規模等に関する手引を参考に、小学校では12～24学級、中学校では9～24学級が望ましい学校規模であると考えており、子供により良質な環境での教育ができるよう、この規模を目指したいと考えております。

	学校の適正規模は一律で決めるものではない。(3件)	基本方針とは、学校や地域ごとに個別に具体的な方策・手段を定めるものではなく、姫路市全体を対象として、教育委員会の基本的な考え方をとりまとめようとするものであることから、学識経験を有する者、市民、保護者や地域の代表者などで構成する審議会を設置し、代表的なところで意見をいただいております。 具体的な取組を進めるに当たっては、学校地域協議会を設置し、保護者や地域住民等とともに、新しい学校づくりに向けて、当該校区の課題やその改善点を話し合い、学校の将来ビジョンを構築、共有しながら、取組を進めていきたいと考えております。
	集団教育の観点から、適正規模(1学年 100～150 人)を目指して統廃合すべきである。 少人数では、競争の力があるとは思わない。せめて3クラス以上が必要ではないかと思う。少人数での教育は時代的にあっていないと考えるので、子供たちを中央へ集め、競う力や個人の思いを持って育っていただける大人数での教育を希望する。	学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、規範意識を身に付けさせるといった役割を十分に果たすことが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましいと考えております。 また、法令や国の適正規模等に関する手引を参考に、小学校では12～24 学級、中学校では9～24 学級が望ましい学校規模であると考えており、子供により良質な環境での教育ができるよう、この規模を目指したいと考えております。

【第4章 学校配置について】

項 目	提出された市民意見（要旨）	考え方（案）
(4) 児童生徒の 通学条件	児童生徒の通学条件について、この数値になっている理由を説明してほしい。	児童生徒の通学条件については、通学距離に関する法令基準等において、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内、通学時間については、おおむね1時間以内を目安とすると示されており、本市でもこれを参考としております。ただし、これらについてはあくまでも目安であり、児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であると考えております。
(5) 学校配置を 考えるとき の留意点	本地区の小学校は通学距離が長いため、現在の通学方法の改善を願う。（3件）	通学距離に関する法令基準等において、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内、通学時間については、おおむね1時間以内を目安とすると示されており、本市でもこれを参考としております。ただし、これらについてはあくまでも目安であり、児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であると考えております。通学路の設定及び通学方法については、校区の実情に応じて、各学校（校長）の判断となっており、ここ近年の社会的な事件、授業に関する教材の増加など子供に対する負担が増えておりますが、安全を最優先した通学方法を検討しております。個々の状況もあろうかと思いますが、学校にご相談いただきますようお願いいたします。

【第5章 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組における考え方】

項 目	提出された市民意見（要旨）	考え方（案）
(2) 基本となる考え方	小学校の統廃合は、子どもの教育環境が優先されるべきで、地域の事情は副次的であるべきである。（2件） 地域の学校に対する歴史的な思いもしかり受け止めて、「地域とともにある学校」の視点に立って学校と地域との関わりについて審議を深め、基本方針を作成してほしい。	取組に当たっては、一つには学校規模により生じる可能性がある教育上の課題を解消する観点から、もう一つには新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現する観点から「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を作るために取り組むことが必要であると考えております。 取組に当たっては、一つには学校規模により生じる可能性がある教育上の課題を解消する観点から、もう一つには新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現する観点から「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を作るために取り組むことが必要と考えており、その視点に立って審議を進めております。
(4) 市長部局との連携	林田川流域の学校で考えると、5校を統合しないとクラス替えが可能となる適正規模の学校はできない。そうすると「地域とともにある学校」は完全に消滅することとなる。 過疎化の進んでいる地域に財源を投入するなど、地域活性化施策を推進してほしい。また、市長部局の施策と教育委員会の方針が相反することのないようにしてほしい。（15件）	「地域とともにある学校」とは、「地域ぐるみで育む」という視点を持ちながら、学校、保護者、地域住民等及び行政が一緒に、より良い教育環境を作るために取り組んでいる学校であると考えております。 なお、小規模な学校については、まずは複式学級を有する小学校から、学校規模等の適正化を図るための取組方策など、少子化に対応した活力ある学校づくりについて検討する必要があると考えております。 この基本方針は、少子化に対応した活力ある学校づくりに向け、「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を作るための取組方策等について、教育委員会の基本的な考え方をとりまとめようとするものです。 少子化に対応した活力ある学校づくりを進めるに当たっては、教育委員会のみが取組に留まらず、市長部局との緊密な連携の下で進めることが重要であると考えており、いただいたご意見につきましては、市長部局との連携を行っていく際の参考とさせていただきますと考えております。

(8) 取組方策を 検討する対 象	小規模校には、子供同士のつな がりの強さやきめ細かな指導、 地域の十分な支援体制など少 人数ならではの良さがある。 (25 件)	小規模校には、子供同士のつな がりの強さやきめ細かな指導、地域の十分な支援体制 のほか、地域の特性を生かした活動といった特色ある教育活動を行える良さがあると 認識しております。 しかしながら、児童生徒数が一定規模になることで、様々な大きさのグループによる 学習活動が可能となるなどの教育活動面での効果、一定の学級数の中でクラス替えを することで、新しい自分づくりに挑戦しようとする意欲を育んだり、切磋琢磨による 多様な価値観を醸成したりできるなどの人間関係面での効果、更には同じ学年や同じ 教科等の教員間で教材研究や意見交換がしやすくなるなどの学校運営面での効果が期 待できると考えており、児童生徒の育ちにとってより良い教育環境を作るために、望 ましい学校規模に向けた取組が必要であると考えております。
	統廃合されてしまうと、過疎化 が進み地域に元気がなくなる。 学校は地域コミュニティにお いて重要な役割を担っている。 (35 件)	地域において学校施設は、防災拠点としての役割や、地域における文化・スポーツの 活動拠点としての側面を持つなど、重要な役割を担っていると認識しております。 しかしながら、児童生徒数が一定規模になることで、様々な大きさのグループによる 学習活動が可能となるなどの教育活動面での効果、一定の学級数の中でクラス替えを することで、新しい自分づくりに挑戦しようとする意欲を育んだり、切磋琢磨による 多様な価値観を醸成したりできるなどの人間関係面での効果、更には同じ学年や同じ 教科等の教員間で教材研究や意見交換がしやすくなるなどの学校運営面での効果が期 待できると考えており、児童生徒の育ちにとってより良い教育環境を作るために、望 ましい学校規模に向けた取組が必要であると考えております。 また、取組に当たっては、一つには学校規模により生じる可能性のある教育上の課題 を解消する観点から、もう一つには新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学 びを実現する観点から「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の 視点を併せ持つことも必要であると考えております。 なお、取組の際には、学校や行政のみならず、保護者や地域住民等においても、主体 的に協議に参画していただき、当該校区の課題やその改善点を話し合い、学校の将来 ビジョンを構築、共有しながら協議を進めると考えております。

	統廃合されると、登下校するにあまりにも遠くなり、通学の安全面で心配である。(6件)	通学距離や通学時間については、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況等児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で実態に応じた柔軟な対応が必要であると考えております。 取組により、通学区域が広範囲となり、児童生徒の通学上の負担が発生する可能性があるもので、通学距離が遠くなる場合は、スクールバスの運行などにより安全な通学手段を確保する必要があると考えております。
	小規模校では教員を多く配置すべきである。(2件)	教員の配置については、兵庫県の学級編制基準及び教職員定員配当方針により行っているところですが、配置に当たっては、学校運営に支障をきたすことがないように努める必要があると考えております。
	小規模校では教育上どのような弊害や問題点があったのか。(2件)	今後、更なる少子化の進展などにより、学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性があることや、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現することが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団を確保し、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を提供できるよう取り組みを行うことが必要であると考えております。
	本校区の小学校の存続を望む。(3件)	一つには学校規模により生じる可能性がある教育上の課題を解消する観点から、もう一つには新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現する観点から「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を作るために取り組みを行うことが必要であると考えております。

学校は児童の人数で存続を決定するのは解せない。たとえ1学年児童1人であっても小学校はなくてはならない。	児童生徒数が一定規模になることで、様々な大きさのグループによる学習活動が可能となるなどの教育活動面での効果、一定の学級数の中でクラス替えをすることで、新しい自分づくりに挑戦しようとする意欲を育んだり、切磋琢磨による多様な価値観を醸成したりできるなどの人間関係面での効果、更には同じ学年や同じ教科等の教員間で教材研究や意見交換がしやすくなるなどの学校運営面での効果が期待できると考えており、児童生徒の育ちにとってより良い教育環境を作るために、望ましい学校規模に向けた取組が必要であると考えております。
小学校の存続を希望する。校区から離れるのも、近接の小学校の子供たちに来てもらうのも、メリットデメリット両方ある。デメリットが少しでもあるのなら、今のままでメリットを伸ばしていければと思う。	学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、規範意識を身に付けさせることが重要であることから、また、新学習指導要領が目指す「対話的な学び」の実現のためにも、一定の学校規模となることで子供により良質な環境での教育ができるようになると考えております。
一学年が20人を下回っている と、様々な集団教育環境が失われてしまう。複式学級の小学校を容認することは、却ってその地域の就学児童を持つ親たちの転出を促進する。それゆえに、教育学的観点から一学年が20人を切っている小学校は積極的な統合を行うべきである。	まずは、複式学級を有する小学校から、学校規模等の適正化を図るための取組方策など、少子化に対応した活力ある学校づくりについて検討する必要があると考えております。
1学年1クラスでも、20人以上を満たせば統廃合をするべきではない。	

	中学生では、自分で学びを選択できる、友達を探せる規模の学校に通わせたい。中学校こそ統合もしくは改革して、一定規模集団を目指し、高校や社会につながる魅力ある学校にしてほしい。 適正規模ということを考えるとき、大規模校こそ適正化すべきである。(5件) 本校区の学校は、今後さらに大規模校化が想定される。子どもたちに対する教育の機会均等に大きな問題が生じる可能性が大きいので、地域や保護者と連携し早急な検討を行われたい。(2件)	中学校においては、9～24学級が望ましい学校規模と考えており、より良い教育環境を作るために取組を行うことが必要であると考えておりますが、短期的には、31学級以上の小・中学校について、望ましい学校規模に向けた具体的な取組方策を検討することが必要であると考えております。	学校規模による教育環境の不均衡や格差といった問題は、大規模校においても小規模校においても生じる可能性がありますが、更なる少子化の進展を踏まえると、その問題は小規模校の方がより早く大きくなるのではないかと考えております。この部分につきましては、第5章(8)エ(1)の表現を一部修正します。 31学級以上の学校規模になると、教育の機会均等の面で更なる課題が生じる可能性があるため、まずはこの規模から取組方策を検討する必要があると考えており、その際には、保護者や地域住民等がメンバーとなって学校地域協議会を設置し、そこで協議することとなると考えております。 なお、30学級以下の学校についても、敷地面積や学校施設等の兼ね合いで課題が生じる可能性があるため、31学級というラインは厳密に捉えない方が良くないと考えております。
--	--	--	---

【第6章 少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた取組の進め方】

項 目	提出された市民意見（要旨）	考え方（案）
全般	各段階を、保護者、地域住民とともに丁寧に進めてもらいたい。（2件）	第1段階においては、教育委員会が、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた、望ましい学校規模及び将来における適正配置に関する基本的な考え方をまとめ、これを保護者や地域住民等に示すことで、学校の適正規模・適正配置について課題を共有します。 第2段階においては、教育委員会が一方的に進めるのではなく、学校や保護者のほか、地域住民等とも教育上の課題を共有し、理解を得ながら協議を進め、取組方策の検討を行うことが重要であると考えております。なお、協議については一定の期間をもつて合意形成を図ることが望ましいと考えております。 第3段階においては、教育委員会は、学校地域協議会において協議された結果を踏まえ、各学校の具体的な取組方策等を決定し、学校、保護者、地域住民等及び行政が協働して実施していきます。 このような段階を踏んで、丁寧に取組を進めていきたいと考えております。
(2) 第2段階	複式学級のある学校についても、学校地域協議会の設置は任意であり強制ではないという文言を基本方針の中に明言するべきと考える。	子供の育ちにとってより良い教育環境を作るためには、学校や行政のみならず、保護者や地域住民等においても主体的に参画し、新しい学校づくりに向けて、当該校区の課題やその改善点を話し合いながら、学校の将来ビジョンを構築、共有する場が必要であると考えております。
	子供の保護者や将来通う予定の子供の保護者の意見が大切である。（6件）	学校教育の受益者は児童生徒であり、その保護者の声を重視しつつ検討を行っていく必要があること、また、地域が協働して魅力ある学校づくりを行い、そのことが魅力ある地域をつくり、その地域の将来につながっていくものと考えられることから、少子化に対応した活力ある学校づくりについては、保護者や地域住民等が、主体的に参画することが重要であると考えております。 このことから、取組方策を検討する場として、学校評議員会の構成などを基に、校区内の就学前施設・小学校・中学校の保護者代表や学校関係者、自治会代表、各種地域活動団体代表などにより学校地域協議会を設置し、新しい学校づくりに向けて、当該校区の課題やその改善点を話し合い、学校の将来ビジョンを構築し、共有しながら協議していただきたいと考えております。

	地域協議会の期間を定めず、姫路市の責任で小規模校の質の向上に向けた支援を最大限に進めるべきと考える。	学校地域協議会は、学校や保護者のほか、地域住民等とも教育上の課題を共有し、理解を得ながら協議を進め、取組方策の検討を行うことが重要であると考えております。期間については、一定の期間をもって合意形成を図ることが必要であると考えており、おおむね1年以内を目途とすることが望ましいと考えております。 学校地域協議会を設置して、取組方策を検討する際には、学校の質の向上に向けた支援を含めて協議することになると考えております。
(4) 検討する取組方策	本校区の学校には、小規模ならではの良さ、地域ならではの良さがある。校区が衰退しないためにも学校存続が必要であるため、小規模特認校制度の適用を強く要望する。(78件)	方針（素案）においては、小規模特認校の取組によって児童数の増加が期待されることから、また、望ましい学校規模に向けた取組に当たっては、「地域とともにある学校」の観点から、少人数ならではのきめ細かな指導や地域の特性を生かした活動といった特色ある活動を行うなど、小規模であるがゆえの良さを生かしながら学級や学校を活性化させる方策として、「小規模特認校制度」を導入することとしております。 ただし、その認定に当たっては、周辺環境を生かした特色ある教育活動の取組状況や学校、保護者、地域住民等の連携状況などを総合的に勘案し、決定する必要があると考えております。
	大規模校から小規模校への通学を柔軟かつ多様に考えてもらいたい。保護者が希望すれば、居住区以外の通学も可能になるシステムがほしい。 地域限定せず、他地域から希望する生徒がいれば、受け容れる制度にすればどうか。また、希望されるように、他にはない特色のある学校になるよう考えてはどうか。	居住区以外の通学も可能になる方策として、小規模特認校制度を導入することとしております。

	分校にはできないのか。 (2件) 学校統廃合の議論を進めるのではなく、他校との連携や行事・学習の合同実施等を検討すれば良い。(2件) 今後児童が増える見込みがないので、統合も一つの選択肢であると考え。(2件) 実施している自治体を視察し、ホームステイや寮で受け入れる山村留学を計画すればどうか。 少人数の学校の方が良いという子供がいると思うので、そういう子供が通ったり移住したりすることができよう考えてほしい。	分校の場合、特色あるカリキュラム編成をしたり、地域との交流を深めたりする役割を担っている校長が単独で配置されなくなるなど、メリットより課題の方が大きいと考えられるため、方針(素案)では取組方策に挙げておりません。 現在、本市では、全ての中学校区において小中一貫教育を実施しており、同一中学校区の小・中学校が連携して、地域とともに様々な取組を行っております。 今後、更なる少子化の進展などにより、学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性があることや、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現することが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団を確保し、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を提供できるよう取り組むことが必要であると考えております。 今後、更なる少子化の進展などにより、学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性があることや、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現することが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団を確保し、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を提供できるよう取り組むことが必要であると考えております。 山村留学を実施するに当たっては、寄宿先やステイ先を確保すること、体験活動の仕組みを作ることが必要であるなどの課題があり、方針(素案)においては、取組方策として挙げております。 小規模特認校の取組によって児童数の増加が期待されることから、また、望ましい学校規模に向けた取組に当たっては、「地域とともにある学校」の観点から、少人数ならではのきめ細かな指導や地域の特性を生かした活動といった、特色ある活動を行うなど、小規模であるがゆえの良さを生かしながら、学級や学校を活性化させる方策として、居住区以外の通学も可能になる「小規模特認校制度」の導入を考えております。
--	--	--

	本校区においては、地域活性化に関わる事業を活用していても児童数が増えない中、地域ぐるみで育む小学校として取り組んでいるが、望ましい学校規模と言われる状況に至っていない。そのような中、小規模な学校の取組方策として、通学区域の見直し、学校選択制の導入、統合の3つの選択肢しかないのは、当事者不在の方針決定で乱暴ではないか。	今後、更なる少子化の進展などにより、学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性があることや、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現することが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団を確保し、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を提供できるよう取り組むことが必要であると考えております。 具体的取組を進めるに当たっては、学校地域協議会を設置し、保護者や地域住民が主体的に参画して、新しい学校づくりに向けて、当該校区の課題やその改善点を話し合い、学校の将来ビジョンを構築、共有しながら、協議していただきたいと考えております。
統合後、児童数が減れば再度統合を検討するのか。そうではなく、今ある学校の児童をどのように増やしていくかという政策を考えてもらいたい。	小規模特認校制度の活用に当たっては、地域も協力する。(3件)	小規模特認校制度を活用することだけで児童が集まってくるということではなく、校区外から児童やその保護者が就学を希望するような魅力ある学校とするための教職員の工夫に加えて、その地域の保護者や住民等の関わりも重要となると考えております。
小規模特認校制度の認定基準など明確にしてももらいたい。		小規模特認校の認定に当たっては、周辺環境を生かした特色ある教育活動の取組状況や学校、保護者、地域住民等の連携状況などを総合的に勘案し、決定する必要があると考えております。

	小規模特認校制度の検証期間（5年）は短すぎる。制度の周知や卒業までの保障、調整区域の問題などがあるため、10年などもっと長い期間にするべきである。（12件） 小規模特認校に指定した場合、数年継続して行っても児童数が増えない場合は、統廃合を進めるべきである。（2件）	小規模特認校制度の認定後、複式学級を有する状況が続くことになると、在籍児童により良い教育環境を提供することが望みにくい状況が続くことから、一定の期限を設ける必要があると考えております。 例えば、1年目に制度が始まり、2～3年目は改善・定着、4年目以降は内容、成果等を広く周知することで、学校規模の確保につながっていくと考えれば、5年間程度が必要ではないかと考えております。 小規模特認校として認定している間も学校地域協議会を継続的に開催し、認定による教育環境改善の状況について検証しながら、望ましい学校規模に向けた具体的な取組方策や課題解消策について協議を行う中で、周辺環境を生かした特色ある教育活動の取組状況や学校、保護者、地域住民等の連携状況などを総合的に勘案しながら、まず5年程度の取組により判断すべきものと考えており、その時点で、引き続き小規模特認校制度を活用しても教育環境の改善が見込まない場合は、統合等の取組方策を進めるべきであると考えております。
	小規模特認校制度を実施する際には、施策・財政面など行政の支援が必要である。（19件）	魅力ある教育活動の実現に向けては、教育委員会のほか市関係部局から他都市の取組事例を紹介するなど情報提供を行うとともに、学校、保護者、地域住民等及び行政が共に知恵を出し合い、取組んでいく必要があると考えており、また、児童数の維持・増加のためには、市長部局における地域活性化や子育て支援に関わる施策の展開が期待され、魅力ある教育活動の実現のためには、市として財政的な支援が必要であると考えております。 なお、財政的な支援とは、補助金の支給などを想定したものではなく、あくまでも魅力ある教育活動のため、必要な財政上の措置を講じることを想定したものです。また、小規模特認校におけるスクールバスについても、通学者の居住地が広範囲となることなどから想定しておりません。

	大規模校については学校分離すべきではない。児童数減少により空き教室が生じた場合、公民館のように学習を受け入れたり、コミュニティ活動での活用ができるよう施設整備を行えば、市民などから賛同を得られると思う。	大規模校の分離については、更なる少子化傾向であることなどから、大規模な状態が恒久的なものかどうかなど慎重に判断し、そうでないと見込まれる場合には、直ちに分離せず、仮設校舎を建設して児童生徒を受け入れながら、学校規模により生じる可能性のある教育上の課題の緩和を図ることが適当であると考えております。また、少子化により空き教室が生じた場合は、地域の公共施設と捉えた施設整備を行うことも考えられます。学校施設活用に関するご意見として、参考とさせていただきます。
	大規模校については、大規模校として適正規模を上回る1小学校に1中学校で再建を。	大規模校の取組方策としては、「通学区域（校区）の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校施設の増築」、「学校の分離・新設」を考えております。
(5) 特色ある学校づくり	学校づくりに向けて、校区の自然を生かし、また、外国語など特色あるカリキュラムを作成すべきである。(4件)	学校地域協議会においては、当該校区における課題やその改善点を話し合いながら望ましい学校規模に向けて取組方策を実施した後の学校の将来ビジョンを保護者や地域住民等と構築、共有し、特色ある学校づくりを目指すことが重要であるとと考えております。
	義務教育学校の設置も視野に入れて検討してほしい。 (2件)	学校地域協議会においては、当該校区における課題やその改善点を話し合いながら望ましい学校規模に向けて取組方策を実施した後の学校の将来ビジョンを保護者や地域住民等と構築、共有し、特色ある学校づくりを目指すことが重要であるとと考えております。 学校地域協議会で協議する際には、義務教育学校への移行も視野に入れながら小中一貫教育の更なる充実を図ることについても、協議していただくことができると考えております。

	ユネスコ関連事業を取り入れたことにより他校等との交流が図れ、子供たちの見聞の向上に大きく寄与している。当事業の推進が大いに期待される。	特色ある学校づくりとして、ユネスコスクールの指定や文部科学省などによるキャリア教育、食育などの研究指定を活用するといった方法も選択肢の一つであると考えると考えております。
	小学校で培われてきた文化（和太鼓・ホタルの飼育等）を今後にも継承してほしい。	特色ある学校づくりとして、小学校で培われてきた文化を継承する教育活動を展開していく方法も選択肢の一つであると考えると考えております。
	単に生徒数のみで判断せず地域性を考慮し、各地に沿った議論を進め、小規模特認校制度に加え、地域文化継承に関する記載も加えて欲しい。	取組方策を協議する際には、地域の歴史的・文化的な背景や地域における学校の位置付けなどに配慮を要するなど、地域と学校との関わり等への配慮が必要であると考えると考えております。
	特色ある学校づくりをする際に、子供の意見を全く無視した学校づくりはいかぬものかと思う。	学校教育の受益者は児童生徒であるため、その保護者の声を重視しつつ検討を行うていく必要があると考えております。したがって、学校地域協議会では、望ましい学校規模に向けて取組方策を実施した後の学校の将来ビジョンを保護者や地域住民と構築、共有し、特色ある学校づくりを目指すことが重要であると考えると考えております。
(6) 取組方策を協議する際の留意事項	小学校が統合となった際、通学に支障が出る場合は、スクールバス等が必要である。通学時以外は、地域のコミュニティ交通として活用すべきである。 (10件)	統合により、通学距離が小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6kmを超える場合は、スクールバスの運行や公共交通機関による通学の許可などにより、安全な通学手段を確保する必要があると考えております。 また、スクールバスを地域のコミュニティ交通として活用することにつきましては、市長部局との連携を行っていく際の参考とさせていただきますと考えております。

	統合となった場合、通学における児童生徒の安全を確保されるのか。(5件)	統合により、通学距離が小学校でおおむね4km、中学校でおおむね6kmを超える場合は、スクールバスの運行や公共交通機関による通学の許可などにより、安全な通学手段を確保する必要があると考えております。 また、通学路での交通事故や犯罪を防止するため、学校、保護者、地域住民、行政、警察等が連携の上、必要な交通規制や道路標識の設置など危険箇所の改善に努めたり、地域のこども見守り隊による見守り活動が機能したりするよう、十分に調整することが必要であると考えております。
	少人数だからこそその利点もたくさんある。統合して、通学時間が1時間になった場合、田舎の子供たちはほぼ見知らぬ土地で学び、毎日2時間かけて通学することになる。その場合、子供は地域や学校に対する愛着心が育たず、保護者は連携が困難になるなどたくさん問題が考えられる。これらの問題に具体的な回答を示さなければならぬ。	現状や法令を踏まえ、通学条件について、徒歩や自転車による通学距離は小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内、通学時間はおおむね1時間以内が目安と考えておりますが、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備の状況等児童生徒の負担面や安全面を考慮した上で、実態に応じた柔軟な対応が必要であると考えております。 実施に向けては、これに伴い発生することが予想される課題について、慎重に協議していく必要があると考えております。
	万が一統合となれば、統合初年度の児童はかなりの不安を抱え登校することになる。その場合の児童フォローを教育委員会はどうのようを考え、どのような施策を実施するのか。	児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて、スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制の整備、加配教員の配置、不安や悩みに関するアンケート調査の実施、家庭訪問又は面談の実施、統合を検討する場合は、統合前の学校の教員を統合後の学校へ優先的に配置する等の工夫を行う必要があると考えております。

	統廃合を進めていくのであれば、合同運動会など対象校との交流を活発にし、順を追って統合してもらいたい。子供が混乱するのが一番かわいそうである。 統合後の学校跡地については、地域を含め、活用方法を十分に検討すべきである。(3件)	取組方策を実施するまでに、該当校間で児童生徒、教職員、PTA、地域等の交流事業や連携事業等に取り組むなど、取組方策の実施による児童生徒の不安感の解消に留意する必要があると考えております。 学校施設は、防災拠点としての役割や地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面を持っており、こうした側面を持つことを踏まえ、学校跡地の活用については、地域コミュニティのための施設として活用する観点も含め、その在り方を検討することが重要であると考えております。
--	--	---

【第7章 中長期的な課題又は附帯する課題】

項 目	提出された市民意見（要旨）	考え方（案）
(1) 学級規模の 視点	1 学級の人数を 35 人以下にするなど、学級規模を適正にしてほしい。（3 件）	学級定員について、兵庫県では、学級編制基準及び教職員定員配当方針により、小学校第 1 学年で 35 人、小学校第 2 学年から第 6 学年まで及び中学校第 1 学年から第 3 学年までで 40 人を学級編制基準としておりますが、新学習システムの導入により、小学校第 2 学年から第 4 学年は 35 人学級編制となっております。 中長期的には、望ましい学校規模について検討を進めていく中で、1 学校当たりの学級数のみならず、1 学級当たりの児童生徒数の視点も加えて検討していくことが望ましいと考えておりますが、まずは、取組方策を実施する以外の方法では教育上の課題の緩和を図ることが困難と思われる緊急性が高い 1 ～ 5 学級の小学校及び 31 学級以上の小・中学校から取組方策を検討することが必要であると考えております。

【計画全般】

項 目	提出された市民意見（要旨）	考え方（案）
計画全般	パブリック・コメントについて、広く募集できる形になっているのか。（2件） 基本方針は財政上の問題を重視しているのではないか。（4件） 少人数学級や小規模校の問題点ばかりが強調され過ぎてい る。（3件）	パブリック・コメントの実施に当たっては、各支所・地域事務所等に方針（素案）を設置したほか、市ホームページ、広報誌、新聞広告、ラジオ放送、フェイスペインクの周知に加え、各種関係団体への説明など、広報に努めております。 教育委員会としては、今後、更なる少子化の進展などにより、学校規模や配置による教育環境の不均衡や格差といった問題が生じる可能性があることや、新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現することが重要であることから、一定の規模の児童生徒集団を確保し、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を提供できるように取り組むことが必要であると考えております。 方針（素案）には、小規模校の問題ばかりでなく、小規模校の良さや大規模校の課題についても記載しております。 小規模校の良さとしては、第6章(4)イ(7)に、少人数ならではのきめ細かな指導や、地域の特性を生かした活動といった、特色ある教育活動を行えることを挙げており、また、大規模校の課題としては、第5章(8)エ(4)に、音楽会を2部制で開催するなど学校行事を分割して実施していること、使用する教室に余裕がなく、少人数指導等に使用する教室の確保ができないことを挙げております。 学校教育の受益者は児童生徒であり、その保護者の声を重視しつつ検討を行っていく必要があること、また、地域が協働して魅力ある学校づくりを行い、そのことが魅力ある地域をつくり、その地域の将来につながるべくものと考えられることから、少子化に対応した活力ある学校づくりについては、保護者や地域住民等が、主体的に参加することが重要であると考えております。 このことから、取組方策を検討する場として、教育委員会が一方的に進めるのではなく、校区内の就学前施設・小学校・中学校の保護者代表や学校関係者、自治会代表、各種地域活動団体代表などにより学校地域協議会を設置し、新しい学校づくりに向けて、学校の将来ビジョンを協議していただきたいと考えております。

	具体的な地方創生について姫路市のビジョンを基本方針の中で提示してほしい。(2件)	人口減少社会の到来に向けて、地方創生は重要な課題であると認識しております。しかしながら、教育委員会としては、一つには学校規模により生じる可能性がある教育上の課題を解消する観点から、もう一つには新学習指導要領が目指す主体的・対話的で深い学びを実現する観点から「教育的な視点」を第一に、また、「地域とともにある学校」の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとって、より良い教育環境を作るために取り組むことが必要であると考えております。 また、地域づくりの議論への発展として、第7章(3)において、「この取組の一つのきっかけとして、将来的には、地域において、地域の諸課題を発掘し、解決方法を検討するような組織を構成し、地域の将来を見据えたビジョンを描き、地域づくりを議論することへと発展していくことが期待される。」としているところです。
	1 小学校1中学校に再建すべきである。	今後の適正規模・適正配置の検討において、参考とさせていただきたいと考えております。
	統廃合に関しては従来のブロック割を踏襲するよりも、交通網や文化的背景を基に再構築して進めるべきである。 少子高齢化社会が進む現在では、校区を地域の人口動態や地勢的な繋がりが、道路交通網など勘案して再編成し、そのブロック核に統合した小中学校(義務教育学校)を設置すべきであり、経済基盤や生活基盤なしに教育改革を進めるべきではない。	

	方針（素案）には、審議会の委員の意見があまり反映されておらず、小規模校廃止、大規模校分割を謳っている一部委員の発言が反映された方針になっている感がある。	審議会としては、委員の意見を踏まえて中間まとめとしたものを元に方針（素案）を作成しており、審議会委員の意見は反映されているものと考えております。
	教育は国家100年の計であるため、コストのみに重点を置くのではなく、地域コミュニティとのバランスを考慮し、時代背景に沿った新たな教育環境を整備する時期に来ていると思う。	基本方針については、更なる少子化の進展などを踏まえ、教育的な視点を第一に、地域とともにある学校の視点を併せ持ち、児童生徒の育ちにとってよりよい教育環境を作るために取り組むことを基本として考えております。
	文部科学省や総務省を中心に、地方創生のスローガンの下「学校を核とした地域づくり」が進展しており、学校が「地域の人々をつなぎ」「地域の絆をつなぎ」「地域の未来をつなぎ」役割を求められている。	地域が協働して魅力ある学校づくりを行い、そのことが魅力ある地域をつくり、その地域の将来につなげていくものと考えられることから、少子化に対応した活力ある学校づくりについても、保護者や地域住民等が主体的に参画し、協議していただくことが重要であると考えております。
	適正規模・適正配置の会議について、地域の活力にも関わる問題なので、周知の徹底を図ってほしい。特に小規模校の校区には丁寧な説明が必要である。	審議会については、市政情報センター、各支所、各地域事務所において審議会開催のお知らせを、市ホームページにおいて審議会開催のお知らせに加え、会議資料や会議録を公開しており、また、必要に応じ、各種関係団体への説明を行うなど、広く周知を図っているところです。今後とも周知に努めてまいります。

【その他】

項 目	提出された市民意見（要旨）	考え方（案）
その他	多くの人が「子ども見守り隊」として子供達の安全・安心に貢献できればと日々活動している。可能な限り、保護者の参加が望まれる。	子供の安全面については、地域住民のみならず、保護者のご協力も重要であると考えております。今後も、引き続き協力をお願いしたいと考えております。
	一部の先生の地域への対応（言動）に困惑している。配慮を希望する。	教職員の更なる質の向上に関するご意見として、参考とさせていただきたいと考えております。
	市内全域から通える特認校制度が不登校を救う重要な施策となると思うので、全市的にアンケートがとれないかなと思う。少なくとも適応支援教室に通っている児童生徒にアンケートをとれないだろうか。	教育行政の推進に関するご意見として、参考とさせていただきたいと考えております。
	クラス替えがでる規模の学校において不登校が増えており、クラス替えができない小規模校で不登校が多い、もしくは少ない。中一ギャップ解消を目的に始まった小中一貫教育で本当に中一の不登校は減ったのか。小中一貫から義務教育学校へという流れから一旦立ち止まって検証する必要があると思う。このことは審議会の中で全く議論されていない。	不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、更にその背後には、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化の影響が少なからず存在していると言われております。市内で小中一貫教育に取り組み始めて10年目を迎えております。昨年には、市民の皆様を対象にしたひめじ教育フォーラムにおいて、これまでの取組に関する検証結果を報告し、多くの意見をいただいているところです。この10年の取組において、子ども達の自尊感情や学習意欲が高まるなど、確かな成果が見られるものの、不登校数は減少しておらず、誰もが通いたくなる学校づくりを進めていくことは、重要な課題であると認識しております。

本校区の子どもたちが今後この地区を大切に思い、のびのびと元気に育ってくれることを願っている。	自分が過ごした地区を大切に思う子供を育てることは大切であると考えております。今後も、郷土教育を推進し、ふるさと姫路を愛する児童生徒の育成を図っていきます。
小学校の事業に地域住民が参加するだけでなく、地域の事業に生徒が参加することを考えてはどうか。 1 番問題なのは人数ではなく、先生の質である。聖職という意識の人が就けば、生徒、学校は生まれ変わらると思う。 対話的学びをするためには、各教科の専門的知識やデータ処理の基本的知識が必要である。子供たちには、「本物の学術を」を信念に提供してほしい。	生徒が地域の事業に参加することは大切であると考えており、現在も、一部の学校では、祭りなどの地域行事開催日を休業日とするなどの対応をして、地域行事参加を促しております。 教員の質が向上することにより、より良質な教育環境となると考えております。今後とも、教職員研修等により教員の質の向上に取り組んでいきます。
本校区の場合、調整区域が外せないのであれば、統廃合ではなく、人間学を先ず植え付け、次に知識を教えるような新しい枠組みの学校の設立を望む。	教育委員会としましては、引き続き、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に取り組んでいきます。
学校のトイレは和式しかない。洋式化への早急な改善を要望する。 学校評議員については、住民の意見が反映されていないと感じる。	今後4年間で各学校の校舎ごとに1階から最上階までの最低1列の洋式化整備を目標とし、最終的には全ての洋式化を目指したいと考えております。 学校評議員の更なる充実に関するご意見として、参考とさせていただきたいと考えております。

	小中一貫教育を進めるに当たっては、従来の上からの押し付け的な管理教育ではなく、優しさと温かさにあふれた姫路の小学校教育を大切にしたいと思う。	小中一貫教育の更なる推進に関するご意見として、参考とさせていただきます。
	P T Aや地域を無償の労働力として使うのはいいかなものか。教員も一般の会社であれば他部署で扱うことまで取り扱っているようで、支障が出ているのではないか。	P T A活動に関するご意見として、参考とさせていただきます。
	コミュニティスクールについて、保護者は子育ても仕事も忙しいが、無償で手伝いをしている。保護者の負担を軽減できないか。	コミュニティスクールに関するご意見として、参考とさせていただきます。